

第 1 部

環境行政の総合的推進

第1章 環境行政の動向 (環境政策課)

本県は、古代律令国家誕生の地として、飛鳥・白鳳・天平など数多くの歴史的文化遺産を有するとともに、奈良盆地と美しい青垣の山並みに代表される景観、吉野等の山地が持つ雄大な自然など、「日本人の心のふるさと」としての恵まれた環境をいにしえから継承してきた。

かつて、昭和30年代からの高度成長期において、全国各地で環境の汚染や自然の破壊など、環境の悪化が進行し、大きな社会問題となった。

本県では、昭和44年4月に公害防止条例を制定し、法的な整備を進めるとともに、行政機構の整備充実、規制及び監視体制の強化を行うなどの公害対策を進める一方で、昭和47年3月には自然環境保全条例を制定し、豊かな自然環境の保全に努めてきた。

これらの施策は、県民、事業者等の協力ともあいまって一定の成果を挙げ、本県の環境は全般的に良好に維持されてきた。また、最近では、身近な緑や水辺、歴史的風土と調和した景観など、生活に潤いや安らぎを与えるアメニティ（快適環境）へのニーズも高まってきている。

一方、都市化の進展、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動、ライフスタイルの変化等に伴う環境への負荷が増大し、本県でも、生活排水等による河川の水質汚濁、廃棄物の増大などいわゆる都市・生活型の環境問題が生じている。

また、地球の温暖化、酸性雨、オゾン層の破壊など地球的規模での環境への影響や将来の世代に対して影響を及ぼすような環境問題も起こっている。

本県では、このような状況に適切に対応し、地域社会における責任ある行政主体として、世界に誇るべき文化遺産や歴史的風土、恵まれた自然などの環境特性を踏まえた環境行政の体系的な推進を図るため、また、県民及び事業者がそれぞれの立場でより良い環境の保全と創造に向けた取り組みを進める際の環境づくりの指針として、平成8年3月に奈良県環境総合計画を策定した（平成18年3月に新計画に改訂）。

さらに、環境保全に対する新たな理念を定め、環境の保全と創造に関する新しい法的な枠組みとして、平成8年12月に奈良県環境基本条例を制定し、同時にこれに合わせて、従来の奈良県公害防止条例を全文改正した奈良県生活環境保全条例を制定した。

また、地方公共団体も地域における一事業者として、通常为社会経済活動の主体であるとの認識のもと、平成13年3月に「奈良県庁ストップ温暖化実行計画」を策定し、県自らの環境負荷の低減に率先して取り組むとともに、平成14年3月15日にはISO14001環境マネジメントシステムを認証取得した。（H25年度限りで返上し、H26年度から新たな独自システムを運用予定）

平成15年3月には、資源循環型の社会づくりを進めるため、6Rの推進を基調とする「奈良県循環型社会構築構想」、「奈良県廃棄物処理計画」を策定したほか、16年度からは「産業廃棄物税」、18年度からは「森林環境税」を導入して、財源面からも環境施策の推進を図っている。

17年度は、全国規模の社会問題となったアスベストによる健康被害問題が発生したが、本県ではいち早く「アスベスト問題対策会議」を設置し、環境・建築物・健康などの問題について、横断的な取り組みを行ってきた。

18年度は、喫緊の課題である地球温暖化防止に向け「ストップ温暖化アクションプラン」を策定し、県民・事業者・民間団体・行政が一体となった取り組みを進める基盤である「奈良県ストップ温暖化県民会議」を中心に取り組みを進めていくこととした。

19年度は、専門家等で構成する「ふるさと奈良景観づくり推進委員会」による景観計画・景観条例の策定に向けた検討を行い、また多様な野生生物の保全のためのレッドデータブックを作成した。

これらの取り組みをうけて、20年度は奈良県景観条例と奈良県希少動植物の保護に関する条例を制定し、21年度には、奈良県景観計画と奈良県希少野生動植物の保護に関する基本方針を策定した。平成24年度は、「生物多様性なら戦略」、また第3次となる「新奈良県廃棄物処理計画」を策定し、平成25年度は東日本大震災を契機に社会情勢が大きく変化したことから、新環境総合計画の一部を見直した。

今後も新環境総合計画の基本理念である「豊かな自然・優れた歴史との共生、持続可能なくらしの創生」の実現に向け、施策の展開を図っていく。

第2章 奈良県環境基本条例の施行

この条例は、環境の保全と創造について、基本的な理念を定め、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、施策の基本事項を定めるもので、県の環境関係例規の中心となる条例である。なお本条例は平成8年12月に制定し、平成9年4月から施行した。

第1節 条例の背景及び基本理念（環境政策課）

都市・生活型環境問題や地球環境保全などの新たな課題の発生、快適環境に対する県民ニーズの増大など、環境をめぐる状況は刻々と変化している。

そこで、健全で恵み豊かな環境を保全するとともに、本県の歴史的風土や多様な自然環境を活かしながら、潤いと安らぎのある快適な環境を創造し、各主体が一体となって総合的・計画的な取り組みを進めていくため、次の4つの事項を基本理念としている。

- (1) 県民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を受けることと将来にわたる維持
- (2) 全ての者が環境負荷の低減を行うことと持続的発展が可能な社会の構築
- (3) 歴史的風土や自然環境を生かした潤いと安らぎのある快適環境の確保
- (4) 地域環境が地球に及ぼす関わりを鑑みながらの地球環境保全への対応

第2節 条例の構成（環境政策課）

図1-2-1のとおり、全文2章27条から成っている。

図1-2-1 奈良県環境基本条例の構成

奈良県環境基本条例	
前 文	
第1章 総則	
第1条 目的	第4条 県の責務
第2条 定義	第5条 市町村の責務
第3条 基本理念	第6条 削除
	第7条 県民の責務
	第8条 環境の状況等の公表
第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策	
第1節 施策の基本指針	
第9条 施策の基本指針	
第2節 環境総合計画	
第10条 環境総合計画	
第3節 環境の保全及び創造のための施策等	
第11条 県の施策の策定等に当たったの配慮	第18条 資源の循環的な利用等の促進
第12条 環境への配慮の促進	第19条 環境管理の促進
第13条 環境影響評価の推進	第20条 環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興等
第14条 規制の措置	第21条 民間団体等の自発的な活動の促進
第15条 技術的助言等の措置	第22条 情報の提供
第16条 環境の保全及び創造に資する施設の整備等の推進	第23条 調査研究の実施
第17条 良好な景観の形成	第24条 監視等の実施
第4節 地球環境の保全の推進	
第25条 地球環境の保全の推進	
第5節 推進体制の整備等	
第26条 推進体制の整備	
第27条 国及び他の地方公共団体との協力	

第3章 新奈良県環境総合計画等の推進

第1節 新奈良県環境総合計画

第1 計画の趣旨及び期間 (環境政策課)

近年、少子高齢化の急速な進行や情報化、国際化の進展など、社会経済を取り巻く環境は大きく変化するとともに、経済の低成長に伴い心の豊かさを求める者が増加する中で人々の価値観も多様化し、ライフスタイルや仕事のあり方なども大きく変わりつつある。また、地球温暖化をはじめとする地球規模の環境問題は極めて深刻であり、廃棄物の増大、ダイオキシン類等の化学物質による汚染など私たちを取り巻く今日の環境問題はますます複雑多様化している。

このような環境問題を解決していくためには、私たちの生活行動や経済活動のあり方そのものを環境の保全と創造のしくみが組み込まれたものに変えていくことが必要であり、「環境と経済の好循環」や「参画と協働」といった視点での取り組みが重要となっている。

そこで、前計画が平成17年度に期間満了となることを機に、今日の環境問題の態様の変化、内外の経済社会情勢の変化等に対応し、持続可能な循環型社会を構築し次の世代に恵み豊かな環境を引き継いでいくため、新しい課題にも的確に対応した施策展開を図ることを目的として「新奈良県環境総合計画」を平成18年3月に策定した。新計画の期間は、平成18（2006）年度から平成27（2015）年度までの10年間である。

第2 計画の概要 (環境政策課)

新計画では、持続可能な循環型社会の構築により、本県の豊かな自然環境と優れた歴史環境を将来にわたって継承し、快適な生活環境を保全することを目指して計画の基本理念を「豊かな自然・優れた歴史との共生、持続可能なくらしの創生」と定めるとともに、次の5つの基本目標を設定している。

- (1) 豊かな自然及び歴史的文化遺産と県民生活との共生
- (2) 快適・安全な生活環境の創造
- (3) 持続的発展が可能な循環型社会の構築
- (4) 地球環境保全への取り組みの推進
- (5) 参加と協働による環境保全への取り組みの推進

第3 計画の特色 (環境政策課)

上記5つの基本目標の達成に向け、計画の着実な推進への実効性を担保するとともに、県民の視点に立ったわかりやすい説明の仕組みを構築するため、新計画では新たに「環境指標」及び「重点プロジェクト」を設定した。

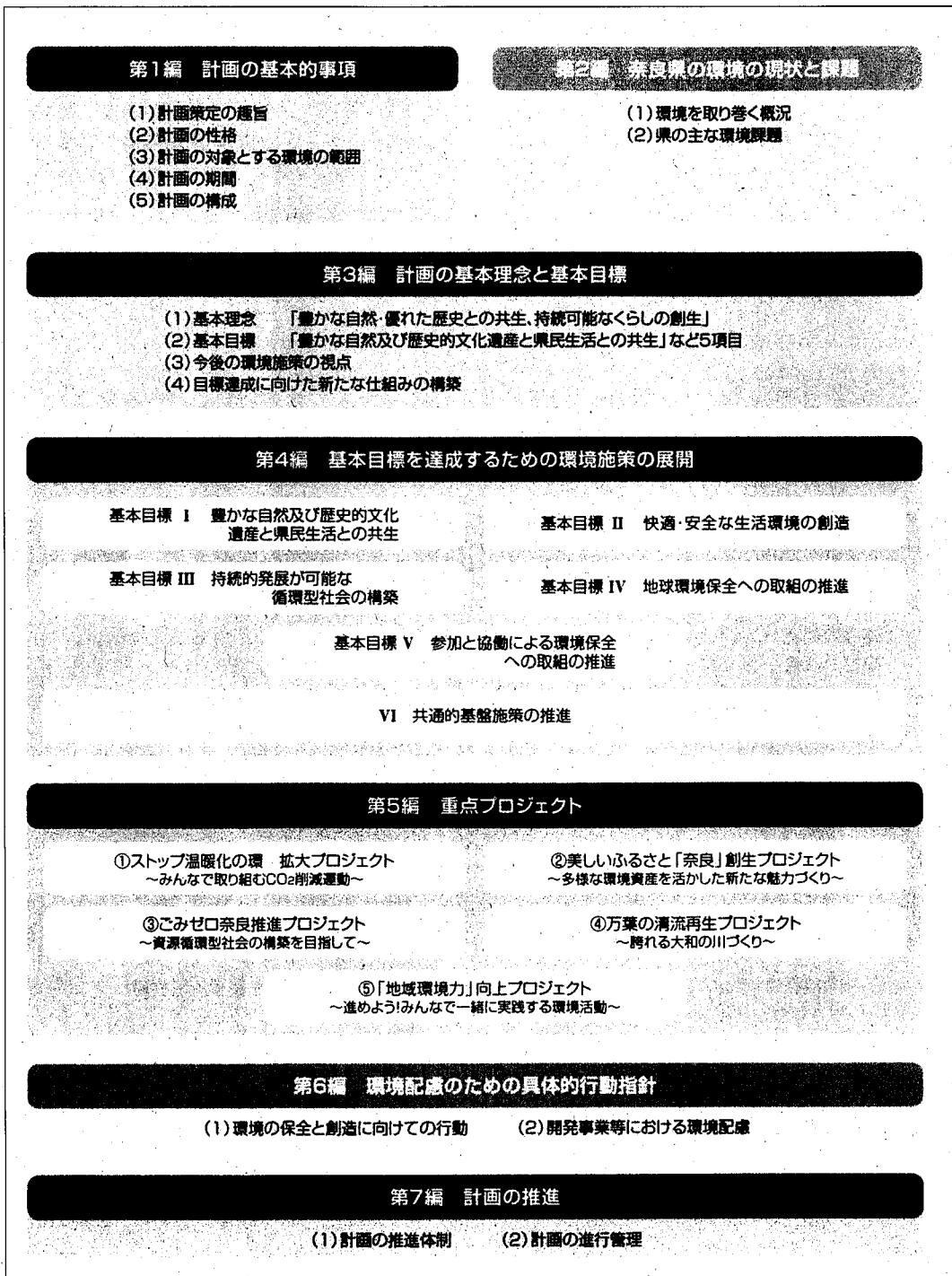
(1) 環境指標

将来の目標値を県民の皆様にはわかりやすく伝えるため、具体的に44項目（再掲を除く）の数値で示している。今後、この環境白書等を通じ県民の皆様に進捗状況を公表する。

(2) 重点プロジェクト

基本目標の達成に向け、県として戦略的かつ重点的に取り組むべき施策を「重点プロジェクト」として位置づけている。計画期間中に5つの重点プロジェクトを推進していく。

図1-3-1 新奈良県環境総合計画の構成



第4 環境指標と進捗状況 (環境政策課)

計画に記載している指標とその進捗状況は下記のとおりである。

基本目標Ⅰ 豊かな自然及び歴史的文化遺産と県民生活との共生 (11)

環境指標	単位	現況値 (H16)	直近値 (H25)	目標値 (H27)
○県土に占める自然公園の割合 (自然公園面積)	%	17.2 (63,328ha)	17.2 (63,328ha)	維持する
○自然豊かな広葉樹林等の割合 (森林における広葉樹林等の割合)	%	38 (H12)	37	40
○間伐実施面積(累計)	ha	5,126	30,023 (H18~22) 12,895 (H23~25) 42,918 (累計)	22,500 (H18~22) 25,000 (H23~27) 47,500 (累計)
○県内における県産材の利用割合 (県内木材需要に対する県産材の供給率)	%	50 (H15)	55	55
○奈良県版レッドデータブックにおける 希少動植物種数	—	1,115 (H19)	1,115	維持する
○県内で確認された渡り鳥(ガン・カモ)の種類数			15	減少させない
○ホタルが生息する河川延長の割合	%	10 (H15)	11.9	16.7
○奈良の自然とふれあった人の数 (中山間地域への来訪者数)	万人	735 (H15)	364 (H25)	845 (H15年度比15%増)
○里山林の整備箇所数(累計)	箇所	0	151	190 (H18~27)
○県内で指定・登録されている文化財数 (国・県指定分の合計)	件	2,157	2,358	2,320
○歴史文化等の拠点エリアへの来訪者数	万人	3,507 (H15)	3,547 (H25)	3,770 (H15年度比7%増)

基本目標Ⅱ 快適・安全な生活環境の創造 (13)

環境指標	単位	現況値 (H16)	直近値 (H25)	目標値 (H27)
○一人あたりの都市公園面積	m ² /人	11.1	12.2 (H24)	12.4 (H24)
○花とみどりのまちづくり実践活動箇所数	箇所	5	11 (H23)	20
○奈良の景観を美しいと感じる人の割合	%	84.2 (H17)	未調査	90
○奈良県景観資産登録数	箇所	0	83	100
○クリーンアップならキャンペーン参加者数	人	62,000	48,000	60,000
○快適で魅力ある沿道景観が創出された数(累計) (沿道地区のまちづくりに関するルール締結数)	—	23	86	50
○低公害車導入率	%	20	56.3	75
○公害苦情件数(騒音・振動・悪臭)	件	287	196 (H24)	200以下

環境指標	単位	現況値 (H16)	直近値 (H25)	目標値 (H27)
○清らかで安全な河川・湖沼の割合 (大和川水系) (環境基準達成率)	(大和川水系)	52.4 (11/21)	61.9% (13/21)	90.5 (19/21)
	(淀川水系)	75.0 (21/28)	39.3% (11/28)	89.3 (25/28)
	(紀の川水系)	80 (4/5)	100% (5/5)	100 (5/5)
	(新宮川水系)	100 (10/10)	60.0% (6/10)	100 (10/10)
○汚水処理人口普及率	%	77.8	87.3 (H25末)	87.6
○ダイオキシン類の環境基準達成率	%	100	100	100
○環境中に排出される化学物質の量	t	1,540 (H15)	588 (H24)	1,400
○PCBの適正処理実施率	%	0	59	100 (H28)

基本目標Ⅲ 持続的発展が可能な循環型社会の構築 (10)

環境指標	単位	現況値 (H16)	直近値 (H25)	目標値 (H27)	
○廃棄物排出量	(生活系一般廃棄物： 県民一人一日当たり)	g/日・人	1,065 (H15)	914 (H24)	870 (H29)
	(産業廃棄物)	千t	1,508 (H13)	1,539 (H22)	1,560 (H29)
○リサイクル率	(一般廃棄物)	%	14.8 (H15)	13.3 (H24)	25.0 (H29)
	(産業廃棄物)	%	42 (H13)	48 (H22)	48 (H29)
○埋立処分量 (最終処分量)	(一般廃棄物)	千t	86 (H15)	64 (H24)	46 (H29)
	(産業廃棄物)	千t	184 (H13)	74 (H22)	64 (H29)
○県民一人当たりのエネルギー消費量	原油L/ 年・人	1,261 (H15)	1,245 (H24)	1,043 (H12年度比-20%)	
○再生可能エネルギーの設備容量	kW	57,481 (H22)	139,868	H22年度比 2.7倍	
○木質バイオマスエネルギー利用量	t	6,700	18,155	12,000	
○保水機能が ^{かん} 高い水源涵養保安林の面積	ha	59,733	63,165	60,228 (H22)	
○透水性舗装面積 (累計)	m ²	112,350	215,588	172,350	
○環境をテーマにしたビジネスモデル認定件数 (累計)	件	30	46	100	
○環境にやさしい買い物キャンペーン参加店舗数	店	781 (H17)	781 (H17)	1,000	

※再生可能エネルギーの設備容量の目標値については、平成26年6月末時点で目標値に到達したことに伴い、平成26年10月に「3.8倍」に上方修正した。

基本目標Ⅳ 地球環境保全への取組の推進（６）

環境指標	単位	現況値 (H16)	直近値 (H25)	目標値 (H27)
○地球温暖化の主な要因であるCO ₂ 排出量	万t	558 (H15)	603 (H24)	465 (H12年度比-20%)
○二酸化炭素の吸収源として整備された森林面積	ha	141,000 (H15)	167,858	168,100 (H30)
○県民等からの募金により新たに植樹された樹木数	本	1,138	7,883	10,000
○木質バイオマスエネルギー利用量（再掲）	t	6,700	18,155	12,000
○雨水のpH値	pH	4.8	5.1	悪化させない
○環境分野での海外からの研修員受け入れ者数 (累計)	人	1	10	15 (H18~H27)

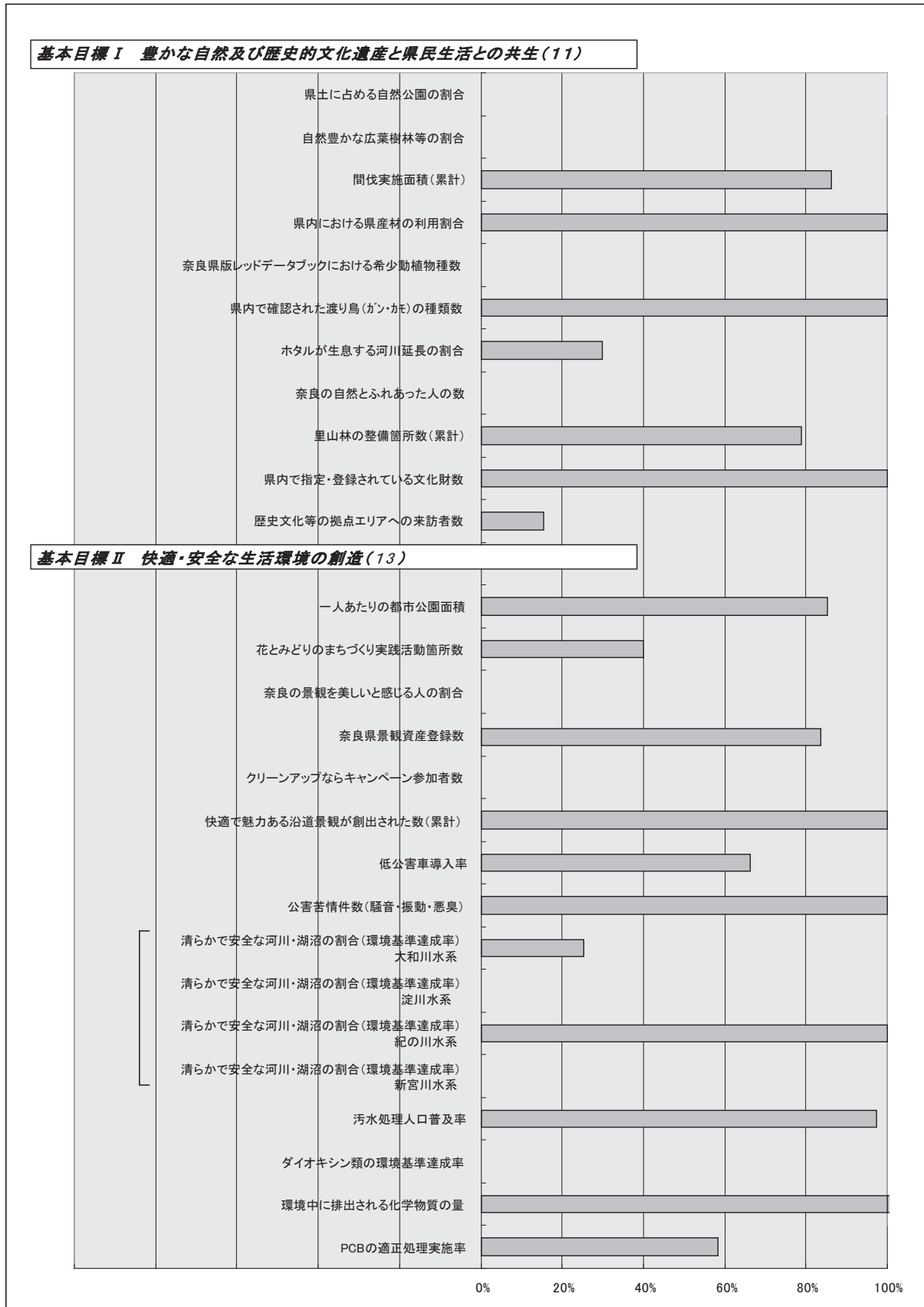
基本目標Ⅴ 参加と協働による環境保全への取組の推進（５）

環境指標	単位	現況値 (H16)	直近値 (H25)	目標値 (H27)
○環境学習活動への講師派遣回数	回	44	1	60
○環境教育・学習に係る情報収集活動数	回	97,000 (H15)	261,037	200,000
○環境の保全を図る活動に取り組むNPO法人数	団体	51	177	140
○環境配慮活動に積極的に取り組む事業所数	事業所	96	299	250
○地球温暖化防止に向けた率先行動を行っている 県内市町村の割合	%	9 (4/46)	51 (20/39)	100

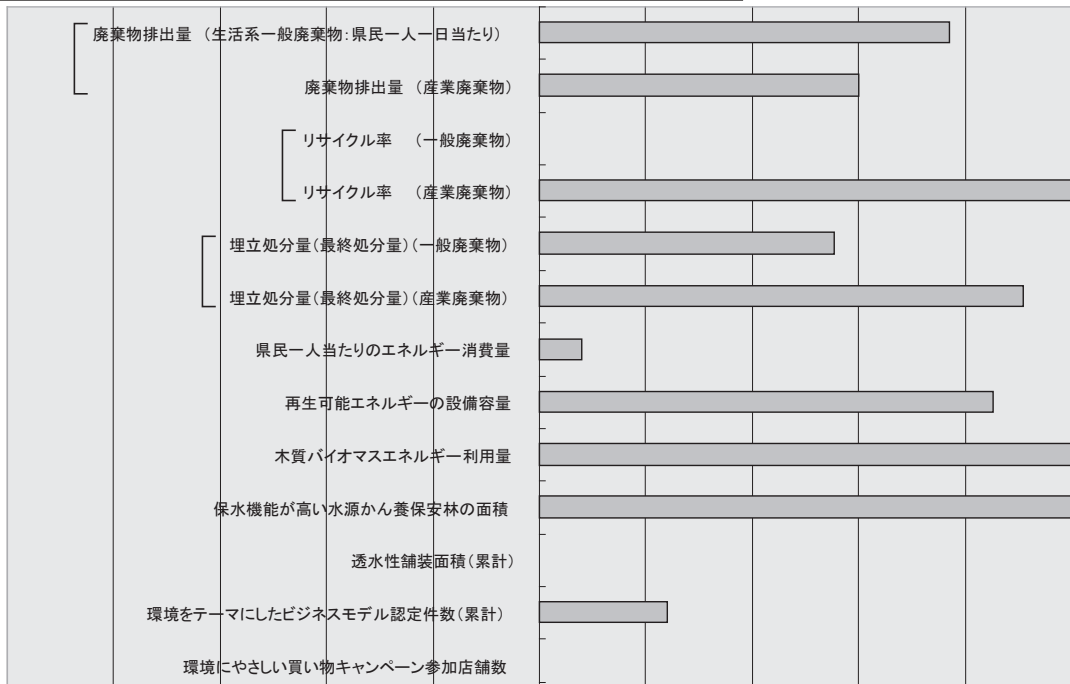
※目標値：新たな目標値を定めた場合は、最新の目標値を記載している。

〈環境指標の目標値に対する達成率〉

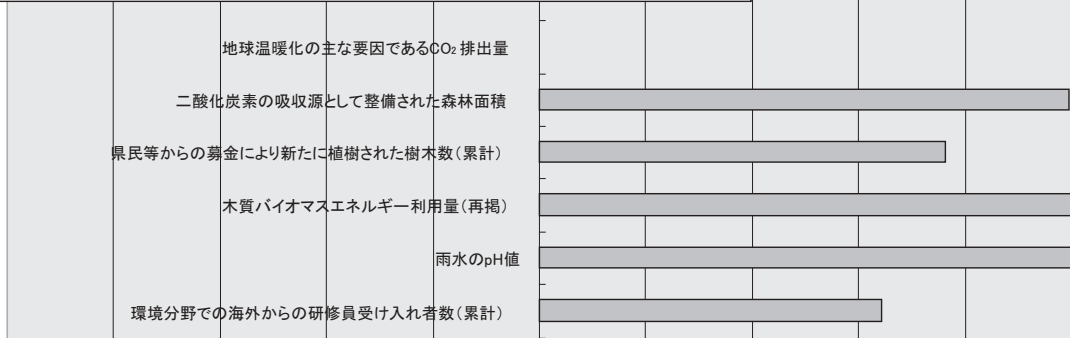
各指標について、27年の目標値と16年の数値の差を分母とし、平成25年時点の達成率を計算した。紙面の関係上、100%を超える達成率も一律100%と表記している。



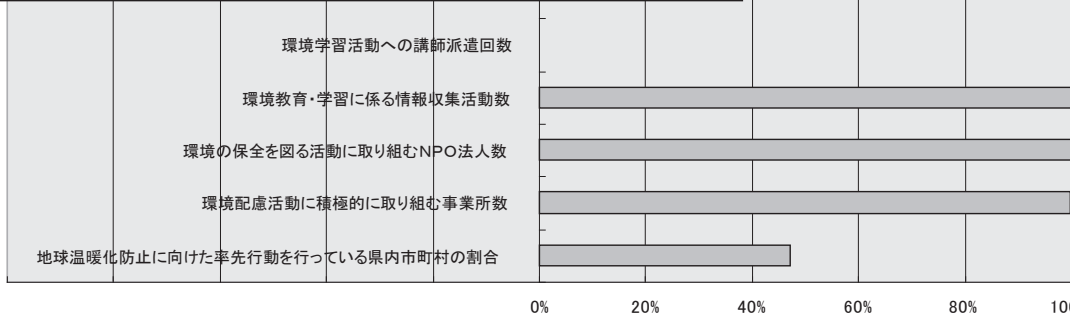
基本目標Ⅲ 持続的発展が可能な循環型社会の構築(10)



基本目標Ⅳ 地球環境保全への取組の推進(6)



基本目標Ⅴ 参加と協働による環境保全への取組の推進(5)



第2節 新奈良県廃棄物処理計画

第1 計画の趣旨及び期間（廃棄物対策課）

県では、廃棄物の処理を通して、県民の生活環境の保全、県内産業の健全な発展に資することを目的に、3R（リデュース、リユース、リサイクル）をはじめ循環型社会形成を推進するため、県民、NPO、事業者、行政等の各主体が中長期的に取り組む基本的な方向を示すものとして、平成25年3月に「新奈良県廃棄物処理計画」を策定した。

地方分権推進とも相まって、廃棄物処理にかかる広域及び効果・効率的な観点から、県と市町村が連携・協働して各種施策を推進するための計画（奈良モデル※）として策定した。

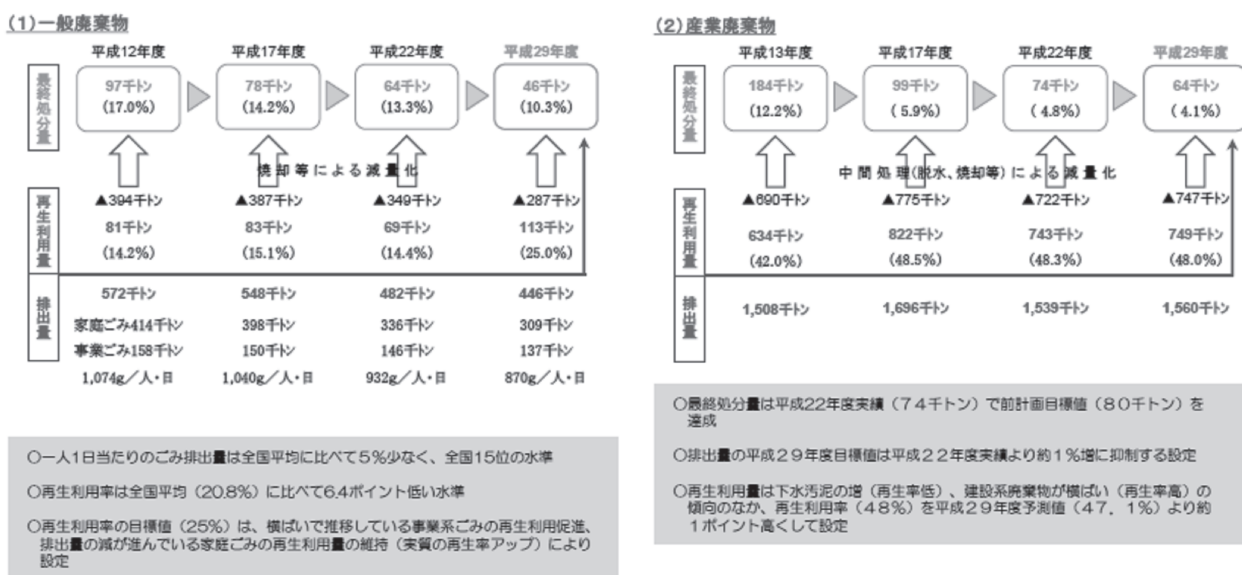
本計画は、廃棄物処理法（以下「法」という。）第5条の5に基づき策定する計画であり、「新奈良県環境総合計画（改訂版：平成25～27年度）」を上位計画とし、「第2次奈良県廃棄物処理計画（期間：平成20～24年度）」の進捗状況、及び県内市町村の一般廃棄物処理計画等を踏まえ、策定した。新計画の期間は、平成25年度～平成29年度までの5年間である。

※ 奈良モデル：県と市町村の水平連携・垂直補完による事業推進スキーム

第2 計画の概要（廃棄物対策課）

新計画では、「未来に生きる『ごみゼロ奈良県』の実現」を基本目標とし、廃棄物のリデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）をはじめ循環型社会推進の取り組みを“奈良モデル”として追及することにより、「美しく風格と和みのあるまちづくり」や「きれいな生活環境の創造」に資するとともに、それらを未来に継承していくことを目指す。

計画の数値目標は下図のとおりである。



第3 計画の推進に向けた取組（廃棄物対策課）

基本目標「未来に生きる『ごみゼロ奈良県』の実現」に向けて、廃棄物対策の取組みを通して、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が低減される循環型社会の形成を推進することにより、県民が和みを感じ、愛着と誇りを持つことのできる“美しく風格と和みのあるまちづくり”に寄与していくことを目指す。このような考え方のもと、次に掲げる6項目を「施策の方向」として各事業を実施する。

- (1) 廃棄物の排出抑制の促進
- (2) 廃棄物の循環的利用の促進
- (3) 廃棄物の適正処理の推進
- (4) 廃棄物の不法投棄・不適正処理の撲滅
- (5) 災害廃棄物対策の推進
- (6) 県・市町村の連携・協働（奈良モデル）による施策推進

計画の推進にあたっては、県民、事業者、行政等が、相互に連携、協働するパートナーシップを構築しながら、それぞれの責務や役割を明確にし、主体的かつ積極的な行動を促進する。

第3節 奈良地域公害防止計画

第1 計画の趣旨（環境政策課）

公害防止計画は、環境基本法第17条に基づき、現に公害が著しいか、または著しくなるおそれのある地域であって、公害の防止に関する施策を総合的に講じる必要があると認められる地域について、都道府県知事が策定する地域計画である。

本県においては、昭和47年度に大和川流域公害防止計画を策定して以来（昭和62年度に奈良地域公害防止計画として再編）、8期にわたり公害防止計画を策定し、公害の防止に関する諸施策を推進してきたところである。その結果全般的に環境質の改善が見られるものの、大和川における水質汚濁、光化学オキシダントに係る大気汚染など依然として課題が残されていることから、実施期間を平成23年度から平成32年度とする第9次計画を平成24年3月に策定し、今後も引き続き総合的な公害防止施策を講じていく。

第2 計画の概要（環境政策課）

1 計画の基本的事項

(1) 地域の範囲

計画を策定している範囲は、次の大和平野5市1町（奈良市・大和高田市・大和郡山市・天理市・生駒市・王寺町）である。

(2) 計画の目標

環境基準を超過している項目について、計画終了の平成32年度を目途に達成を図る。

(3) 計画の期間

平成23年度から平成32年度までの10年間とする。

(4) 計画の主要課題

大阪湾に流入する河川の水質汚濁対策

水質汚濁の著しい河川のBODに係る水質汚濁の防止を図り、併せて大阪湾のCODに係る水質汚濁並びに窒素及び磷による富栄養化の防止を図る。

2 公害防止等に関する施策

(1) 公害防止施策

① 主要課題である大阪湾に流入する河川の水質汚濁対策

大和川のBODに係る水質汚染対策として、排水基準・総量規制基準の遵守の徹底などの工場事業所対策、下水道・浄化槽・農業集落排水処理施設整備などの生活排水対策、畜産排水対策、非特定汚染源対策、河川浄化対策等を実施する。

また大阪湾のCODに係る水質汚濁対策として、COD、窒素及び磷に係る水質総量規制・汚濁負荷量の削減対策等を推進する。

② 主要課題以外の公害対策

その他の公害対策は、表1-3-1のとおりである。

表1-3-1 主要課題以外の公害対策

区 分	概 要
大 気 汚 染 対 策	光化学オキシダント対策
地 下 水 汚 染 対 策	水質の常時監視、汚染確認時の措置
土 壌 汚 染 対 策	土壌汚染の状況の把握、土壌汚染に関する情報の収集等
自 動 車 騒 音 振 動 対 策	発生源対策、交通流・交通量対策、道路構造対策
廃棄物・リサイクル対策	廃棄物の適正な処理の推進

(2) 奈良地域公害防止対策事業計画

公害財特法第2条の2第1項に基づき、公害防止計画において県及び市町が計画策定地域内で実施する同項に規定する事業に関する奈良地域公害防止対策事業計画を定めており、計画に定める事業は主要課題に係る環境基準の達成に資するものとして位置づけている。

(3) 各主体の自主的積極的取り組みに対する支援施策

① 各主体の取り組み

循環と共生を基調とした地域づくりのため、地方公共団体、事業者、住民及び民間団体が主体別に取り組む。

② 環境教育・環境学習の推進

第4節 環境影響評価制度

第1 環境影響評価の制度化（環境政策課）

環境影響評価は、土地の形状の変更並びに工作物の新設等の事業の実施が環境に及ぼす影響について、調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程においてその事業に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合の環境に及ぼす影響を総合的に評価するものである。国においては、平成9年6月13日に環境影響評価法が公布され、平成11年6月12日に施行された。

一方、本県においては「奈良県環境影響評価条例」を平成11年12月に施行した。また本条例の施行に先立ち、平成11年9月21日に、環境影響評価の項目並びに当該項目に係わる調査、予測及び評価を合理的に行うための手法の選定に関する事項及び環境の保全のための措置に関する事項を定める環境影響評価技術指針を告示し施行した。

平成23年4月に環境影響評価法の一部を改正する法律（平成23年法律第27号）が公布され、平成25年4月から完全施行された。これを踏まえ、奈良県においても条例の一部改正を行い（平成25年10月11日公布）、事業の早期段階における環境配慮を図るための計画段階配慮書の手続や事業完了時の報告書の作成・公表、方法書説明会の開催、関係図書電子縦覧等を新たに義務づけた。計画段階配慮書手続については平成27年4月1日から、その他の改正については平成26年4月1日から施行される。

第2 環境影響評価条例の概要 (環境政策課)

1 目的

この条例は、土地の形状の変更、工作物の新設等の事業の実施に当たりあらかじめ環境影響評価を行うことが環境の保全上極めて重要であることにかんがみ、環境影響評価について県等の責務を明らかにするとともに、本県において環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について環境影響評価が適切かつ円滑に行われるための手続その他所要の事項を定め、その手続等によって行われた環境影響評価の結果をその事業に反映させるための措置をとること等により、環境の保全について適正な配慮がなされることを確保し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的とするものである。

2 対象事業

道路の新設、廃棄物処理施設の設置、住宅団地の造成などの事業であって、規模が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものとし、その規模など詳細は平成11年6月8日に奈良県環境影響評価条例施行規則で定め、平成11年12月21日に施行した。

3 手続

手続の概略は、方法書の作成、準備書の作成、評価書の作成、事業着手後の届出等であり、原則として事業者が行うものとしている。

第3 環境影響評価の実施状況 (環境政策課)

環境影響評価の実施状況は表1-3-2のとおりである。

表1-3-2 環境影響評価の実施状況

事業名称	規模	事業主体	審査状況	根拠
京奈和自動車道(御所道路)	一般国道4車線 13.4km	建設省	平成3年度評価書終了	閣議要綱
京奈和自動車道(大和道路)	一般国道4車線 13.8km	建設省	平成8年度評価書終了	〃
(仮称)大和都市計画事業 高山土地地区画整理事業	288ha	都市基盤整備公団	平成12年度評価書終了	閣議要綱 及び環境 影響評価法
シャープ天理事業所 都市ガスCGS導入計画	排出ガス量(最大) 現状約 38,000N m ³ /h 変更後約 260,000N m ³ /h	シャープ株式会社	平成13年度評価書終了	奈良県環境 影響評価条例
三和澱粉工業株式会社 CGS導入計画(仮称)	排出ガス量(最大) 現状約 126,744N m ³ /h 変更後約 372,700N m ³ /h	三和澱粉工業株式会社	平成17年度評価書終了	奈良県環境 影響評価条例
京奈和自動車道 (大和北道路)	一般国道(自動車専用 道路)4車線約12km	国土交通省	平成19年度評価書終了	環境影響 評価法
二上採石場拡張事業	14.96ha(拡張区域の面積)	疋田碎石	平成25年度評価書公告	奈良県環境 影響評価条例
京奈和碎石場拡張事業	41.6ha(拡張区域の面積)	山本商事(株)	平成25年度方法書公告	奈良県環境 影響評価条例

第4章 環境施策の推進体制

第1節 奈良県環境審議会（環境政策課）

環境問題への対策には、多方面にわたる専門的知識を必要とするとともに、広い視野に立った多角的な面からの判断を要請される。また、具体的な環境行政に地域の有識者等の意見を反映させる必要がある。

環境基本法第43条は、都道府県が一定の環境保全施策を定める場合、都道府県環境審議会に調査審議等させることを定めている。さらに、全国レベルでの環境行政の一定水準の確保及び審議の質的確保を図るため、審議事項について表1-4-1のとおり関係法令等で定められている。

本県では、昭和42年に奈良県公害対策審議会を設置し、昭和44年9月から奈良県公害対策審議会規則に基づく審議会に、昭和46年7月から奈良県公害対策審議会条例に基づく審議会に、平成6年8月からは奈良県環境審議会条例に基づく審議会として、本県の環境行政に対する基本的な重要事項を調査審議している。

なお、最近5年間の開催状況及び答申状況は、表1-4-2と資料編表1-4-1のとおりである。

表1-4-1 環境審議会の法定（条例によるものを含む）審議事項

区 分	項 目	根 拠 条 文
環境全般	知事が環境総合計画を策定または変更しようとするとき	奈良県環境基本条例 第10条
大気汚染	(1) 知事が指定ばい煙総量削減計画を策定または変更するとき (2) 知事がばい煙等発生施設、ばい煙等規制基準を定めまたは変更しようとするとき	大気汚染防止法第5条の3 奈良県生活環境保全条例 第58条
水質汚濁	(1) 県の区域の公共用水域及び地下水の水質汚濁の防止に関する重要事項 (2) 知事が汚水等排出施設、排水基準を定めまたは変更しようとするとき	水質汚濁防止法第21条 奈良県生活環境保全条例 第58条
騒音・振動	(1) 知事が騒音等発生施設、騒音等規制基準を定めまたは変更しようとするとき (2) 知事が特定建設作業、これに伴い発生する騒音・振動の基準を定めまたは変更しようとするとき	奈良県生活環境保全条例 第58条 奈良県生活環境保全条例 第58条
土壌汚染	(1) 知事が農用地土壌汚染対策地域を指定、変更または解除するとき	農用地の土壌の汚染防止等に関する法律第3条・ 第4条

土 壤 汚 染	(2) 知事が農用地土壌汚染対策計画の承認申請または変更申請するとき	農用地の土壌の汚染防止等に関する法律第5条・第6条
廃 棄 物	知事が産業廃棄物処理計画を策定するとき	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の3
環境影響評価	(1) 環境影響評価技術指針を定め、または改定しようとするとき (2) 知事が環境影響評価法第10条第1項または法第20条第1項の規定により意見を述べるとき	奈良県環境影響評価条例第4条 奈良県環境影響評価条例第33条
そ の 他	(1) 施行者が公害防止事業に係る費用負担計画を策定または変更するとき (2) 知事が公害の防止に関する重要事項を定めまたは変更しようとするとき	公害防止事業費事業者負担法第6条・第8条 奈良県生活環境保全条例第58条

表 1-4-2 奈良県環境審議会の開催状況（最近5年間）

年度	開催年月日	議 題 等
平成21年度	平成22年2月18日	(1) 平成22年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について（諮問）（答申） (2) 大阪湾圏域広域処理場整備基本計画の変更について (3) 新奈良県環境総合計画の進捗状況について (4) 環境関係4計画の見直し等について
平成22年度	平成22年4月27日 平成22年9月2日 平成22年12月3日 平成23年2月25日	(1) 桜井市に所在する産業廃棄物処分場関連の要望について (2) 奈良県の環境関係4計画の見直しについて（諮問）（答申） (1) 奈良県環境総合計画の見直しに関する中間報告 (1) 奈良県環境総合計画の見直しについて (1) 平成23年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について（諮問）（答申） (2) 「新奈良県環境総合計画（改訂版）」（素案）について
平成23年度	平成23年11月7日 平成24年3月30日	(1) 水質総量規制基準の改定について（諮問）（答申） (1) 平成24年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について（諮問）（答申） (2) 大阪湾圏域広域処理場整備基本計画の変更について (3) 第9次奈良地域公害防止計画の策定について (4) 正田砕石二上採石場拡張事業に係る環境影響評価方法書に対する環境影響評価審査部会での審議の結果について
平成24年度	平成24年11月16日 平成25年2月14日	(1) 奈良県環境影響評価条例の一部改正について（諮問） (2) 環境影響評価審査部会の審議事項の変更について（諮問） (3) 第3次奈良県廃棄物処理計画の策定について（報告） (1) 平成25年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について（諮問）（答申） (2) 奈良県環境影響評価条例の一部改正について（中間報告） (3) 新奈良県廃棄物処理計画の策定について（諮問）（答申）

平成25年度	平成 25 年 5 月 22日	(1) 奈良県生活環境保全条例施行規則の一部改正について (諮問) (2) 奈良県環境影響評価条例の一部改正について (報告) (答申) (3) 奈良県環境影響評価技術指針の改定等について (諮問) (4) 東部大阪都市計画ごみ焼却場四條綴市交野市ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価手続きについて (5) 二上採石場拡張事業に係る環境影響評価準備書手続きについて
	平成 25 年 10 月 18日	(1) 奈良県生活環境保全条例施行規則の一部改正について (報告) (答申) (2) 奈良県環境影響評価技術指針の改定等について (中間報告) (3) 二上採石場拡張事業に係る環境影響評価準備書について (報告) (答申)
	平成 25 年 12 月 17日	(1) 新奈良県環境総合計画の改定について (諮問)
	平成 26 年 2 月 10日	(1) 平成26年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について (諮問) (答申) (2) 奈良県環境影響評価技術指針の改定等について (答申) (3) 新奈良県環境総合計画の改定について (答申)

第2節 奈良県自然環境保全審議会 (景観・自然環境課)

この審議会は、奈良県自然環境保全条例に基づき、学識経験者・県議会議員・市町村長・関係行政機関の職員で組織され、奈良県立自然公園条例、自然公園法、奈良県立公園条例、奈良県希少野生動植物の保護に関する条例、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律及び温泉法の規定により、その権限に属する事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、自然環境の保全に関する重要事項を調査審議している。

なお、最近5年間の開催状況は表1-4-3のとおりである。

表1-4-3 奈良県自然環境保全審議会開催状況 (最近5年間)

年度	開催年月日	議 題 等
平成21年度	平成 21 年 5 月 29 日	(1) 温泉ゆう出を目的とする土地掘さくの許可処分について (2) 温泉ゆう出量を増加させるための動力装置の許可処分について
	平成 21 年 10 月 22 日	希少野生動植物の保護に関する条例について
	平成 22 年 1 月 21 日	(1) 奈良県自然環境保全審議会長の選出について (2) 奈良県自然環境保全審議会の部会に属する委員の指名について (3) 特定希少野生動植物の指定について
	平成 22 年 3 月 19 日	特定希少野生動植物の保護を推進するための指針の策定について
	平成 22 年 3 月 29 日	(1) 奈良県ツキノワグマ保護管理計画(第2次)の第2回変更について (2) 奈良県イノシシ特定鳥獣保護管理計画の第1回変更について (3) 奈良県ニホンジカ特定鳥獣保護管理計画(第3次)の第3回変更について (4) 第10次鳥獣保護事業計画の第1回変更について

平成22年度	平成22年11月22日	温泉ゆう出を目的とする土地掘さくの許可処分について
	平成23年2月9日	特定希少野生動植物ニッポンバラタナゴの保護管理事業計画の策定について
	平成23年3月18日	(1) ニホンジカ特定鳥獣保護管理計画のモニタリング報告について (2) イノシシ特定鳥獣保護管理計画のモニタリング報告について (3) ツキノワグマ保護管理計画のモニタリング報告について (4) 第10次鳥獣保護事業計画の第2回変更について
平成23年度	平成23年9月2日	「(仮称)生物多様性なら戦略の策定」について
	平成23年9月6日	白川又特別鳥獣保護区の更新について
	平成24年2月3日	(1) 奈良県自然環境保全審議会長の選任について (2) 奈良県自然環境保全審議会の部会に属する委員の指名について (3) 「(仮称)生物多様性なら戦略の策定」について
	平成24年3月22日	(1) ニホンジカ特定鳥獣保護管理計画のモニタリング報告について (2) イノシシ特定鳥獣保護管理計画のモニタリング報告について (3) ツキノワグマ保護管理計画のモニタリング報告について (4) ニホンジカ特定鳥獣保護管理計画の改定について (5) イノシシ特定鳥獣保護管理計画の改定について (6) ツキノワグマ保護管理計画の改定について (7) 奈良県第11次鳥獣保護事業計画の改定について
平成24年度	平成24年5月24日	(1) 温泉ゆう出を目的とする土地掘さくの許可処分について (2) 温泉ゆう出量を増加させるための動力装置の許可処分について
	平成25年2月5日	(1) 「生物多様性なら戦略」(案)について (2) 「特定希少野生動植物カスミサンショウウオ保護管理事業計画」(案)について
平成25年度	平成25年8月6日	(1) 「平群谷環境保全地区の区域変更」について (2) 「奈良県レッドデータブック改訂委員会設置」について
	平成25年11月18日	温泉ゆう出量を増加させるための動力装置の許可処分について
	平成26年2月12日	(1) 奈良県自然環境保全審議会長の選任について (2) 奈良県自然環境保全審議会の部会に属する委員の指名について
		特定希少野生動植物ツクシガヤ保護管理事業計画(案)について
平成26年3月27日	(1) 奈良県鳥獣保護管理に関する主要計画の概要について (2) 奈良県内における鳥獣捕獲に関する先進的な取り組みについて (3) ニホンジカ特定鳥獣保護管理計画のモニタリング報告について (4) イノシシ特定鳥獣保護管理計画のモニタリング報告について (5) ツキノワグマ保護管理計画のモニタリング報告について	

第3節 奈良県古都風致審議会（景観・自然環境課）

県の附属機関として昭和42年4月に奈良県古都風致審議会が設置され、委員16人以内をもって組織し、次のような事務を担当している。なお、最近5年間の開催状況は表1-4-4のとおりである。

- (1) 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法に基づく歴史的風土保存区域及び歴史的風土特別保存地区（明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法第3条第1項の規定による第1種歴史的風土保存地区及び第2種歴史的風土保存地区を含む。）の区域内における行為の規制に関する重要事項、並びに歴史的風土保存区域の指定・変更及び廃止についての調査・審議並びに建議に関する事務
- (2) 都市計画法に基づく風致地区の区域内における行為の規制に関する重要事項についての調査・審議並びに建議に関する事務

表1-4-4 奈良県古都風致審議会の開催状況（最近5年間）

年度	開催年月日	議 題 等
平成21年度	平成22年2月26日	石舞台古墳周辺の県道改良事業について (現地視察、会議)
平成22年度	平成22年11月30日	石舞台古墳周辺の県道改良事業について
	平成23年2月25日(現地) 平成23年3月23日	明日香村における企業の立地と歴史的風土との調和について (現地視察、会議)
平成23年度	平成23年11月4日	会長の選任等について 県道多武峰見瀬線(島庄工区)の道路改良事業について(報告) 明日香村における企業の立地と歴史的風土との調和の在り方について
	平成23年11月11日 (小委員会)	明日香村における企業の立地と歴史的風土との調和の在り方について
	平成24年1月13日 (小委員会)	明日香村における企業の立地と歴史的風土との調和の在り方について
平成24年度	平成24年3月23日	明日香村阿部山地区における県営農地環境整備事業について 明日香村における企業の立地と歴史的風土との調和の在り方について
	平成24年5月23日 (懇談会)	明日香村における企業の立地と歴史的風土との調和の在り方について 古都法及び風致地区条例に係る許可等事務の権限移譲について (報告)
平成25年度	平成25年2月25日	古都法及び風致地区条例に係る許可等事務の権限移譲について 明日香風致地区の見直しについて (報告、意見照会)
平成25年度	開催実績なし	

第4節 奈良県景観審議会（景観・自然環境課）

奈良県景観条例（平成21年3月27日制定）の規定に基づき良好な景観の形成に関する重要事項を調査審議する奈良県景観審議会が平成21年4月に設置され、委員15人以内をもって組織し、次の事項に関する調査審議を行っている。なお、開催状況は表1—4—5のとおりである。

(1) 奈良県景観条例に規定する事項

- ① 奈良県景観計画の策定又は変更に関する意見
- ② 計画提案を踏まえた奈良県景観計画の策定又は変更をしないことに関する意見
- ③ 奈良県景観計画区域内における行為の届出に係る事前の助言に関する意見
- ④ 奈良県景観計画区域内における行為の届出に対する勧告及び勧告に従わない場合の公表に関する意見
- ⑤ 奈良県景観計画区域内における行為に対する必要な措置等の命令に関する意見
- ⑥ 奈良県公共事業景観形成指針の策定又は変更に関する意見

(2) 良好な景観の形成に関する重要事項

知事から諮問し、奈良県景観審議会から答申を得るべき、県の景観行政の推進にあたっての重要事項

表1—4—5 奈良県景観審議会の開催状況

年度	開催年月日	議 題 等
平成21年度	平成21年4月13日 平成21年7月6日(専) 平成21年10月23日	会長等の選任、専門部会の設置について 奈良県景観計画の策定について（諮問） 奈良県公共事業景観形成指針について 奈良県公共事業景観形成指針の策定について（諮問）
平成22年度	平成22年11月29日	届出制度について 公共事業景観形成指針に基づく景観検討の試行について 景観住民協定認定制度について 主要交差点周辺における屋外広告物規制の強化について 市町村の景観行政団体への移行促進について
平成23年度	平成23年12月21日	奈良県景観審議会会長及び副会長の選任 奈良県景観審議会審査指導部会委員の選任 奈良県景観条例と景観計画の運用について その他の景観施策について 奈良県景観資産登録候補の審査について
平成24年度	平成24年12月19日	奈良県景観条例と景観計画の運用について その他の景観施策について 奈良県景観資産登録候補の審査について
平成25年度	平成25年9月20日(専) 平成25年12月18日	景観計画区域内における行為の届出に関する事前の助言について（諮問） 奈良県景観条例と景観計画の運用について その他の景観施策について 奈良県景観資産登録候補の審査について

(注) 開催年月の(専)は専門部会である。

第 2 部

豊かな自然及び
歴史的文化遺産と
県民生活との共生

第1章 優れた自然環境の保全

第1節 自然公園等の現状

第1 自然公園（景観・自然環境課）

自然公園法に基づく本県の自然公園は、図2-1-1のとおり国立公園1ヶ所・国定公園4ヶ所・県立自然公園3ヶ所の計8ヶ所である。県土に占める割合は、全国平均14.4%を上回る17.2%で、規模・景観の質・設置目的等においてそれぞれ特色を持っている。

(1) 吉野熊野国立公園【昭和11年2月1日指定 面積31,313 ha】

本公園は、十和田八幡平・富士箱根伊豆・大山隠岐と並び昭和11年に指定された我が国でも歴史の古い国立公園である。吉野山の桜と史跡、大台ヶ原山・大峰山系の山岳と優れた自然が代表的な景観である。特別地域の占める割合は約30%と非常に低く、また吉野林業地帯に属し、公園区域のほとんどが民有地であることから、保護管理上種々の問題点を持っている。

なかでも、普通地域をも含めて大峰山系・大台ヶ原地区の原生林保存の問題が重要視されている。

(2) 金剛生駒紀泉国定公園【昭和33年4月10日指定 面積4,880 ha】

本公園は、大和青垣国定公園・県立矢田自然公園とともに奈良盆地周辺の青垣山を形成し、付近住民の健康の維持・休養・野外教育の場所として重要なものとなっている。

都市部に近い地理的条件から住宅建設等が多く行われ、今後、本公園の良好な自然環境を維持するために、これらの行為等に対する調整が最も重要である。

なお、平成8年10月に大阪府・和歌山県側への公園地域が拡大され、名称が「金剛生駒紀泉国定公園」に改められた。

(3) 大和青垣国定公園【昭和45年12月28日指定 面積5,742 ha】

本公園は、昔から青垣山と称せられている奈良盆地の四周を囲む山地のうち、盆地の東部の山並の景観を保護・整備するため指定された公園である。

この公園内及びその周辺には、数多くの古社寺及び古墳が存在し、森林・田園景観とも調和し、良好な自然環境を維持している。

特に、本公園の北端に接する春日山及び本公園南部の与喜山は、高位な暖地性原生林で学術上特に重要である。

土地利用面については、古都保存法・文化財保護法・風致地区条例等の諸法令の規制と重複する地域が多く、総合的な環境の保全に努めている。

(4) 室生赤目青山国定公園【昭和45年12月28日指定 面積12,744 ha】

本公園は、鎧岳・屏風岩などの室生火山群、高見山地のブナ及びウラジロモミなどの自然林、倶留

尊高原の草原など優れた自然と景勝地が多い。

また、本公園は林業地帯であるので、特に林道の開設、森林伐採など林業との調整及び地域振興に関連した諸事業との調整が重要である。

(5) 高野龍神国定公園【昭和42年3月23日指定 面積5,156 ha】

本公園は、伯母子岳・荒神岳及び護摩壇山を中心とする地域で、特に伯母子岳は、モミ・ツガ及びブナの自然林並びにツツジ類の群落が見られ、豊かな自然が展開している。

関係村は、野迫川村及び十津川村であり、林道の開設、森林伐採など林業との調整が重要である。

(6) 県立自然公園

県立自然公園は、二次的な自然林・人工林などのなかに農耕地及び集落が混在して調和のある良好な自然環境を維持しているが、農林業地帯でもあり、それら生業との調整を図りながら自然環境の保全をすすめている。

① 県立矢田自然公園【昭和42年3月7日指定 面積524 ha】

本公園は、最高330mのなだらかな矢田丘陵が主軸で、豊かな森林に覆われ、都市化がすすむ奈良盆地の中にあつて貴重な里山として自然環境の保全と整備が図られている。

② 県立吉野川津風呂自然公園【昭和47年4月28日指定 面積2,462 ha】

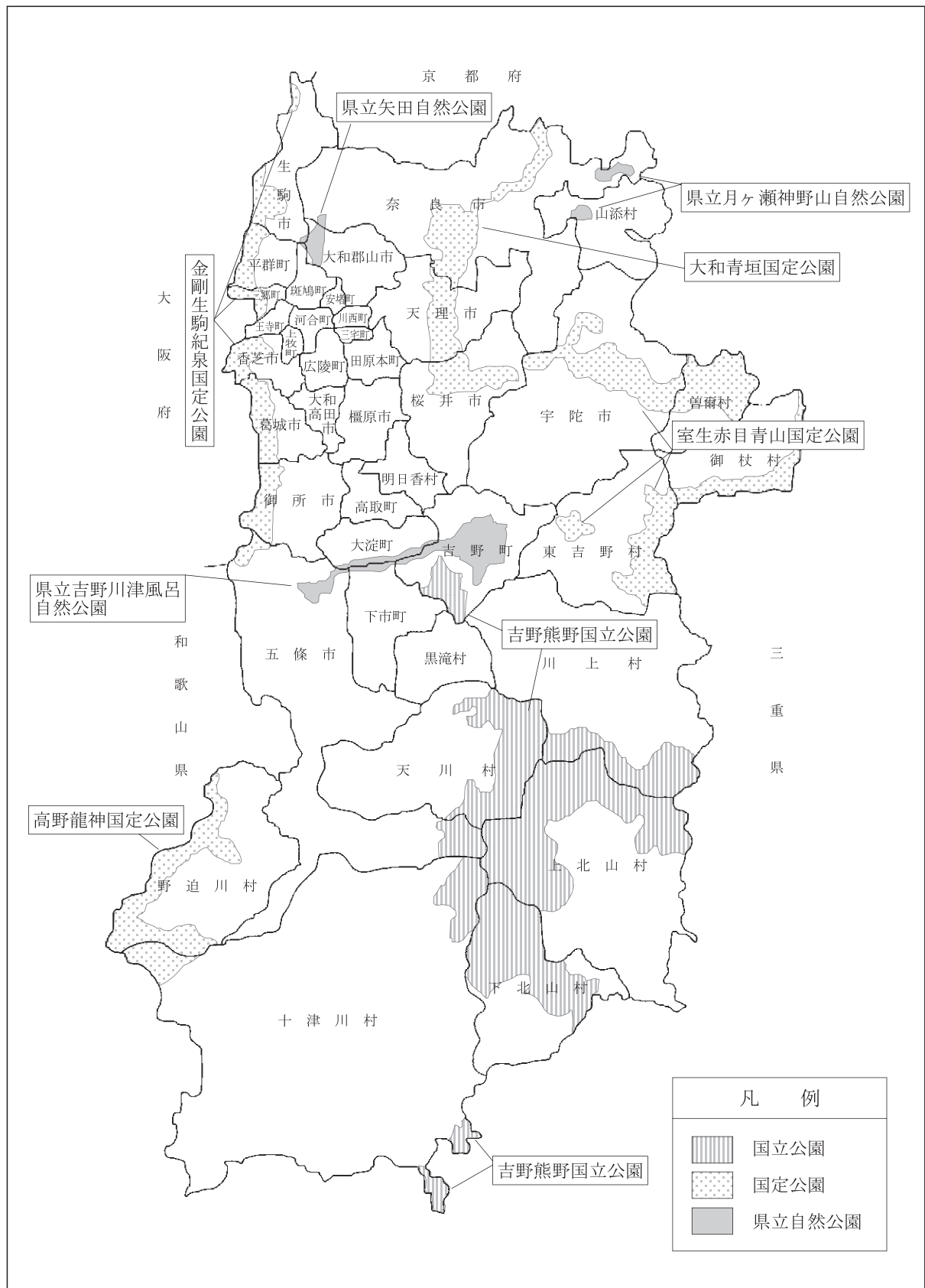
本公園は、海を持たない本県にあつて水辺の公園として、水と親しむことのできる貴重な場所であり、吉野川の清流を保護し、津風呂湖とともに貴重な水辺の景観を保存すべく指定された公園である。

③ 県立月ヶ瀬神野山自然公園【昭和50年7月1日指定 面積507 ha】

本公園は、梅の名所月ヶ瀬及びつつじの名所神野山を中心として指定されており、自然環境を保護するとともに、多くの人々が自然とふれあう場として利用のため指定された公園である。

図 2-1-1 自然公園地域

(平成 26 年 3 月 31 日現在)



第2 自然環境保全地域及び保全地区等 (景観・自然環境課)

本県の自然環境保全地域及び保全地区等は、表 2-1-1の区分によって、県自然環境保全地域1ヶ所92 ha、景観保全地区11ヶ所9,962 ha、環境保全地区9ヶ所2,659 haが指定されている。これらの合計は、21ヶ所12,713 haであり、県土面積の3.4%を占めている。

保護樹木は、県内に 46 本を指定している。

表 2-1-1 自然環境保全地域及び保全地区等の区分

区 分	概 要
県自然環境保全地域	高山性植生又は亜高山性植生が相当部分を占める森林又は草原の区域、優れた天然林が相当部分を占める森林区域等
景 観 保 全 地 区	森林、草生地、山岳、高原、丘陵、古墳、溪谷、池沼、河川等により形成される県の代表的な自然景観を維持するために必要な地区
環 境 保 全 地 区	道路の沿道、市街地及びこれらの周辺で良好な環境を保全するために、積極的に緑化等の推進を図ることが必要な地区
保 護 樹 木	由緒・由来のある樹木及び地域住民に親しまれてきた樹木

自然環境保全地域及び保全地区等の指定状況は、図 2-1-2 のとおりである。

(1) 玉置山県自然環境保全地域

十津川村に位置する当保全地域は、自然植生ないし自然植生に近いブナ・モミ・ツガ・ミズナラ等の温帯性天然林からなり遷移途上形態を呈している。

また、山頂近くの玉置神社境内には推定樹齢500年から600年以上、境内隣接地には推定樹齢200年程度の杉の巨木林を形成している。

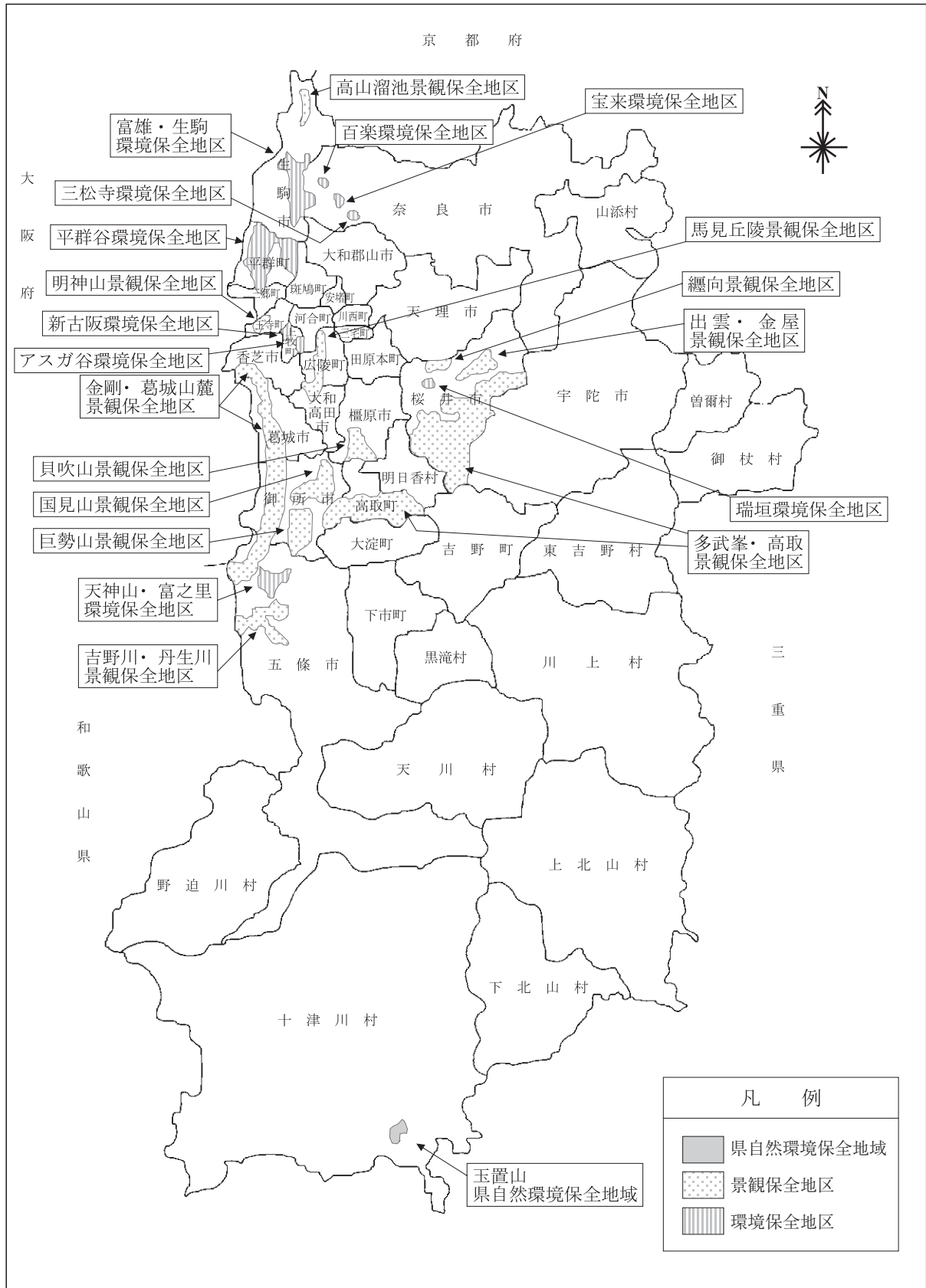
この良好な自然を保護するため昭和54年11月に県下で初めての県自然環境保全地域に指定された。

(2) 保全地区及び保護樹木

県内の自然景観及び良好な環境を保全する目的で、昭和 47 年に奈良県自然環境保全条例が制定され、現在、景観保全地区 11 地区、環境保全地区 9 地区及び保護樹木 46 本が指定されている。

図 2-1-2 自然環境保全地域及び保全地区等

(平成 26 年 3 月 31 日現在)



第2節 自然公園等の保全対策

第1 自然公園及び保全地区等における法的規制（景観・自然環境課）

自然公園法及び奈良県立自然公園条例による平成25年度中の許認可取り扱い件数は、表2-1-2のとおり146件である。諸行為のうち工作物の新增改築が109件（75%）を占めていることが特徴的である。

また、平成25年度の奈良県自然環境保全条例に基づく景観保全地区及び環境保全地区内の届出件数は、表2-1-3のとおり431件である。届出のうち、工作物の新增改築が395件（92%）とほとんどを占めている。

表2-1-2 自然公園許認可等件数

① 公園別許可等件数（平成25年度）

自然公園名	件数	備考
金剛生駒紀泉国定公園	49	うち届出3
高野龍神国定公園	11	うち協議3
大和青垣国定公園	31	うち届出2
室生赤目青山国定公園	22	うち協議4
県立矢田自然公園	2	
県立吉野川津風呂自然公園	25	うち届出1 協議3
県立月ヶ瀬神野山自然公園	6	うち届出1
合計	146	

② 行為別許可件数（平成25年度）

行為の種類	件数
工作物の新增改築	109
土地の形状変更	6
木竹の伐採	10
その他	21
合計	146

表 2-1-3 奈良県自然環境保全条例に基づく届出件数（平成 25 年度）

行為の種類	件数
工作物の新增改築	395
土地の形状変更	27
土石の採取	2
その他	7
合計	431

第2 大台ヶ原における保全対策（景観・自然環境課）

大台ヶ原はトウヒ群落を主とする「東大台地区」と、ウラジロモミブナ群落を主とする「西大台地区」に大別される。西大台地区は相対的に良好な自然が残されているが、利用圧の増加による自然環境への負荷の増大、利用マナーの低下などによる自然環境への影響が懸念されている。そこで、公園管理者である国（環境省）は、検討協議会等の開催を通じて地元関係者等の利用調整に向けた合意形成を図り、立ち入り規制による利用人数のコントロールや質の改善を図ることを目的に西大台利用調整地区の指定を告示し、平成19年9月1日から利用調整を実施している。

第2章 多面的機能を持つ森林・農地の保全と活用

第1節 森林・農地の現状

第1 森林の現状（林業振興課）

本県の森林面積は28万4千haで、県総面積36万9千haの77%を占め、うち民有林の面積は27万1千haで森林面積の95%となっており、そのほとんどが私有林である。国有林は13千haと5%に過ぎない。また、本県の民有林のうち人工林面積は16万8千haで人工林率は62%と全国でも高い水準にある。

このように、本県は自然的条件に恵まれ、古くから林業が発達し、紀の川（吉野川）流域を中心として全国的に傑出した林業地帯を形成している。森林は、木材等の生産のみならず、水資源のかん養、県土の保全、自然環境の保全形成、保健・文化・教育的利用、さらには二酸化炭素を吸収し貯蔵する機能など多くの公益的機能を有し、県民の生活に深く結びついている。

本県の森林がもっている機能ごとの面積を森林計画区別に示すと表2-2-1のとおりである。

表2-2-1 機能別の森林面積

（平成26年4月1日現在）（単位千ha）

森林計画区	木材等生産機能	水源かん養機能	山地災害防止機能	生活環境保全機能	保健文化機能	対象となる森林の区域
大和・木津川	63	49	31	32	28	奈良市・大和郡山市・天理市・橿原市・桜井市・御所市・生駒市・香芝市・葛城市・宇陀市・山辺郡・生駒郡(安堵町を除く)・宇陀郡・高市郡・北葛城郡
吉野	66	77	34	6	13	五條市・吉野郡(吉野町・大淀町・下市町・黒滝村・川上村・東吉野村)
北山・十津川	95	125	48	—	32	吉野郡(天川村・野迫川村・十津川村・下北山村・上北山村)
計	224	251	113	38	74	

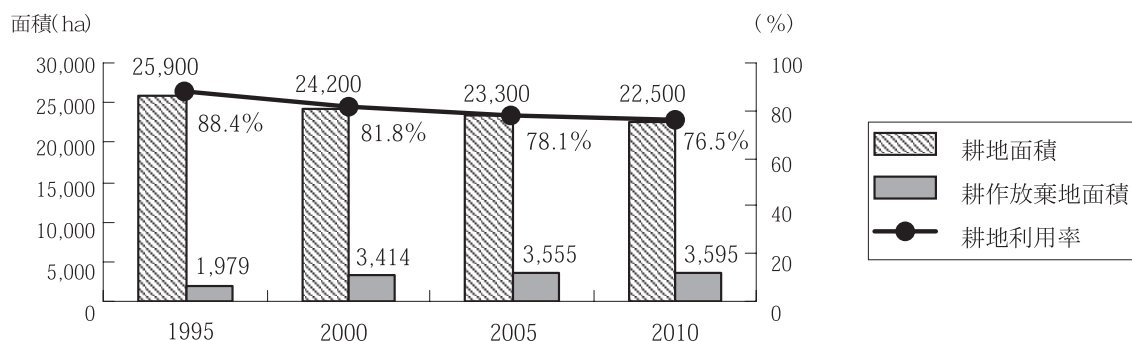
(注) 地域森林計画の対象とする森林である。
機能が重複しているものは、それぞれに計上している。
計と内訳が一致しないのは四捨五入によるものである。

第2 農地の現状（地域農政課）

2010年度の農林業センサス等によると、図2-2-1のとおり、本県の耕地面積は22,500ha、耕作放棄地面積は3,595ha、耕地利用率は76.5%となっている。15年前の1995年度に比べると、耕地面積が約13%減少し、耕作放棄地面積は約1.8倍になっている。農地には、自然環境の維持、農村景観の形

成などの多面的な機能があるため、耕作放棄地の解消・活用は県政の喫緊の課題となっている。

図 2-2-1 耕地耕作放棄地面積及び耕地利用率の推移



資料：農林水産省「農林業センサス」、「作物統計調査」

第 2 節 適切な森林管理・整備の推進

近年、都市化の進展や県土の開発などに伴って、良好な生活環境の保全形成、水資源のかん養など森林の持つ公益的機能に対する要請が一段と高まっている。

このような中で、本県においては、保安林の整備、森林造成事業や治山事業の推進、放置林対策、森林病虫害の防除、林野火災の防止及び林地の開発規制等の森林保全対策を積極的に実施し、健全な森林の維持造成に努めている。また、森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図るため、22年度に奈良県森林づくり並びに林業及び木材産業振興条例を制定した。

第 1 適切な森林管理 (林業振興課)

25年度は、森林整備地域活動支援交付金を8市町村に交付し、森林施業の実施に必要な森林経営計画の作成促進、作業路網の改良活動などの地域活動を支援した。

第 2 放置林対策 (森林整備課)

施業放置林の減少を図るため、県では施業放置林を調査し、その所有者に対して森林整備に活用できる各種制度の紹介や、森林が担っている多様な公益的機能についての普及活動を行う「施業放置林解消活動推進事業」を行っている。25年度は21市町村で施業放置林整備マネージャー43名を選任し、施業放置林の調査と森林整備の普及啓発等を行った。また、施業放置林について、その森林所有者と県及び市町村が協定を締結し、強度な間伐等を実施する「施業放置林整備事業」では、21市町村で965haの整備を実施した。

一方、放置された里山林については、25年度、13市町村の17箇所において、NPOやボランティア団体による県民参加の森づくりを実施し、里山地域における優れた景観の回復に努めた。

第3 森林造成事業及び治山事業（林業振興課・森林整備課）

森林の有する多面的機能の持続的発揮と、林業が主要産業である農山村経済の活性化を図るため、木材生産林育成整備事業により間伐や下刈り等の森林整備を促進している。25年度は、造林24ha、間伐1,206ha、枝打ち129ha、下刈り42haの整備を支援した。

治山事業では山地に起因する災害から住民の生命・財産を保全し、また、水源の涵養、生活環境の保全・形成等、国土保全対策のため25年度に、山腹崩壊地や荒廃した溪流を復旧・整備するため山地治山事業を44箇所、森林の多様な機能が低下している保安林の整備を6箇所、水源涵養機能の回復や増進のための森林整備を4箇所実施した。

第4 森林病虫害等の防除（森林整備課）

森林資源の保続及び県民の生活環境、自然環境等の公益的に重要な松林を対策対象森林と位置づけ、これら松林を保全するため、樹幹注入、伐倒駆除等の事業を実施している。25年度の実績は、樹幹注入48本、伐倒駆除179㎡である。

また、上記の対策対象森林区域外の松林においては、風致上保全すべき松林に対し樹幹注入を行うことにより、松くい虫被害の拡大を抑制し、松林の保全を図っている。25年度の実績は、樹幹注入233本である。

さらに、平成22年度より発生しているナラ枯れについて、平成25年度は、航空機を使用した被害調査を行うとともに、伐倒くん蒸134㎡、ビニール被覆2,163本を行う等被害拡大を防ぐ対策を講じている。

第3節 県産材需要の拡大

第1 奈良県地域材認証制度の普及支援（奈良の木ブランド課）

林業の持続的かつ健全な発展を図るためには、県産材の需要拡大を図ることが重要であることから、消費者の求める品質・性質を備えた県産材の安定的な供給を目的として林業・木材業界が実施する「奈良県地域材認証制度」の普及のため、認証材を使用した新築住宅への助成を実施した。

第2 県産材生産促進事業（林業振興課）

間伐材の安定供給を図るため、利用伐期となった未利用間伐材の搬出に要する経費の一部助成を実施した。

第3 木材の新利用技術・森林林業技術の開発（森林技術センター）

地域の林業や林産業を活性化させるため、木材生産コストを低減させ木材を安定的に供給するための効率的な搬出技術に係る調査を行った。

また、木材の需要拡大を図るため、木質耐力床などの新たな住宅資材の研究開発を行うとともに、それらの材料となる木材の適切な高温乾燥条件の検討などを行った。

さらに、研究機関や民間企業等との共同研究や受託研究及び技術指導などの実施により、木材の利用促進に向けた新たな生産技術の開発を支援した。

第4節 農村環境の保全と利用

県では、農地の持つ多面的機能の維持・増進や良好な田園空間の形成を図るため、農業者や都市住民等多様な主体の参画による農地の活用や保全を図る事業を行い、遊休農地の解消・活用を進めている。

第1 担い手の確保（地域農政課）

県では、「耕作放棄地活用農業参入支援事業」として、耕作放棄地を活用して農業へ新規参入する担い手や規模拡大を図る既存農業者への支援を行うことにより、耕作放棄地の解消を図り、地域農業の担い手への農地集積の促進を図った。

平成25年度は、本事業を活用して6名の担い手への支援を実施し、約1.8haの耕作放棄地が再生された。

また、平成21年6月の農地法等の改正により、平成21年12月15日以降は、市町村農業委員会が農地法第3条第2項第5号に規定する「別段の面積」を総会又は農地部会で議決し、定めた別段の面積を公示することで、原則50アールとされている農地の権利取得にあたっての下限面積を地域の実情に応じ弾力的に緩和できることになったため、この制度を活用し新たな担い手の育成、遊休農地の解消と発生防止を図っている。平成25年度には、34市町村において下限面積が緩和されている。

第2 中山間地域等直接支払制度などの活用（地域農政課、農村振興課）

中山間地域等では、過疎化・高齢化が進行する中、平地地域と比べ農業の生産条件が不利な地域があることから、担い手の減少、耕作放棄地の増加等により多面的機能の低下が特に懸念されている。このため、農業生産活動等を通じ、中山間地域等における耕作放棄の発生を防止し、多面的機能を確保する観点から、農業生産活動等を行う農業者等に対し直接支払いを実施している。25年度は14市町村において、320件の集落協定が締結され、2,758haの農用地での農業生産活動等が維持された。

また、中山間地域における土地改良施設の多面的機能の良好な発揮を図る「奈良県中山間ふるさと保全基金」により、農村の魅力をPRし、都市農村交流を推進する「農山村まるごと収穫体験&ウォーク」、生態系や環境に配慮した農業基盤整備事業の重要性をPRする「田んぼ水族館」などを実施している。

第3 農村資源の保全対策（地域農政課）

農業の持続的発展と多面的機能の発揮を図り、農業及び農村の基盤となる農地・農業用水・農村環境等の資源を将来にわたり適切に保全管理する施策体系の構築に向け、その質的向上を図ることを通じて地域の振興に資するため、農業者だけでなく、地域住民等多様な主体の参画を得て、地域ぐるみの共同活動を支援する「農地・水保全管理支払」を実施しており、25年度は、14市町村において137活動組織で3,934haの農地及び農業用施設が保全管理された。

併せて、老朽化が進む農業用排水路等の長寿命化を図るための活動への支援を上乗せしており、25年度は、12市町村111活動組織で取組が行われた。

第3章 多様な生物の保全

第1節 野生鳥獣の保護管理（森林整備課）

野生鳥獣については、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」（以下「鳥獣保護法」という。）に基づく鳥獣保護事業計画を策定して、保護を図っている。中でも、野生鳥獣保護の重要な拠点となる鳥獣保護区は、第11次鳥獣保護事業計画（24年度～28年度）に基づいて既設保護区の内容充実を図るとともに、必要と認められる地域については設定期間を更新した。その結果、25年度末現在における鳥獣保護区は21ヶ所、38,548ha（県土の10.4%）である。

鳥獣保護法に基づく狩猟等規制区域の区分は、表2-3-1のとおりである。

表2-3-1 鳥獣保護のための規制区域の区分

区 分	概 要
鳥 獣 保 護 区	鳥獣の保護繁殖を図る地区であり、国又は都道府県が、区域内の土地又は立木竹に鳥獣の生育や繁殖に必要な営巣、給水、給餌等の施設を設けることができる。
特 別 保 護 地 区	鳥獣保護区のうち、鳥獣の生育や繁殖を図るため、特に保護が必要な地区であり、保護繁殖に影響を与えるような水面埋立、立木竹伐採、工作物設置等の行為に許可制を採っている。
休 猟 区	一定の地域において、狩猟鳥獣が減少し、その増加を図るために、3年以内の期間を定めて設定される区域。
特定猟具使用禁止区域	危険予防等のため、特定の猟具を指定し、その使用を禁止する区域。
特定猟具使用制限区域	危険予防等のため、知事の承認がなければ指定された猟具を使用した狩猟ができない区域。
鉛 散 弾 規 制 地 域	水鳥の中毒事故を防止するため、鉛散弾による狩猟を規制した地域。
その他の鳥獣捕獲禁止区域	公道・自然公園法第14条1項の特別保護地区・都市公園・原生自然環境保全地域・社寺境内・墓地は、自然環境の保全・危険予防・社会秩序の維持などの観点から捕獲等は一般的に禁止される。

（※ 各区域の指定状況は資料編 表2-3-1～5のとおり）

県では、野生動物の保護のため、毎年1月中旬に行うガン・カモ類の生息数調査など、各種の調査を実施し、生息状況の把握に努めている。また、野生動物保護活動の様々な啓発事業も行っており、25年度は野生生物保護モデル校を10校指定したほか、野鳥観察会の開催、愛鳥週間のポスター募集等を実施した。また、傷病等により自力で生息できなくなった野生鳥獣を保護し、適切に治療等を行い自然に復帰させる「傷病鳥獣保護活動」により、25年度は鳥類143個体、獣類24個体の保護・治療等を行った。

なお、これらの保護対策の実施によって野生動物の保護が図られているが、一方では農林業に被害を与える野生動物の増加も避けられないため、住民生活及び農林産物等に対する野生鳥獣による被害

の防止・軽減を目的として、市町村が駆除隊（猟友会各支部）を編成して有害鳥獣捕獲を行う経費を支援している。25年度は奈良市、大和郡山市、天理市をはじめ、18の市町村において実施した。

第2節 大切にしたい野生動植物の保護（景観・自然環境課）

県では、地域の自然特性を明らかにし、県民の郷土愛の高揚や自然保護思想の普及啓発を図るため、平成15年度から5ヶ年の間調査を実施し、奈良県版レッドデータブック（平成17年度脊椎動物編、平成19年度植物・昆虫類編発刊）を作成した。

平成20年度には保護施策の枠組みである「奈良県希少野生動植物の保護に関する条例」を制定し、平成21年度に「奈良県希少野生動植物の保護に関する基本方針」を策定した。この基本方針に従って、条例に基づく「特定希少野生動植物」として12種（動物5種、植物7種）を指定し、特定希少野生動植物ごとに「保護推進指針」を定めた。また、条例の内容を広く県民に啓発・普及するため、リーフレットの作成・配布や出前講座を実施した。

平成22年度には「特定希少野生動植物ニッポンバラタナゴ保護管理事業計画」を策定し、平成23年度からニッポンバラタナゴの保護管理事業を実施している。平成24年度には「特定希少野生動植物カスミサンショウウオ保護管理事業計画」を策定した。また、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本的な計画として、「生物多様性なら戦略」を策定した。平成25年度には「特定希少野生動植物ツクシガヤ保護管理事業計画」を策定した。



図2-3-1 ニッポンバラタナゴ

第3節 水辺の生物の保全（河川課）

県では、河川環境の整備にあたっては、瀬や淵をつくり、流れに変化をもたせ、それぞれの区間でその川らしい植生となるよう水辺や護岸の緑化を図るなど、人と自然の共存を念頭に、自然な川の流れを基本として、多様な生物が生息・生育できるように多自然の河川環境づくりを行っている。25年度には、自然豊かな河川延長距離は93.11kmとなっている。

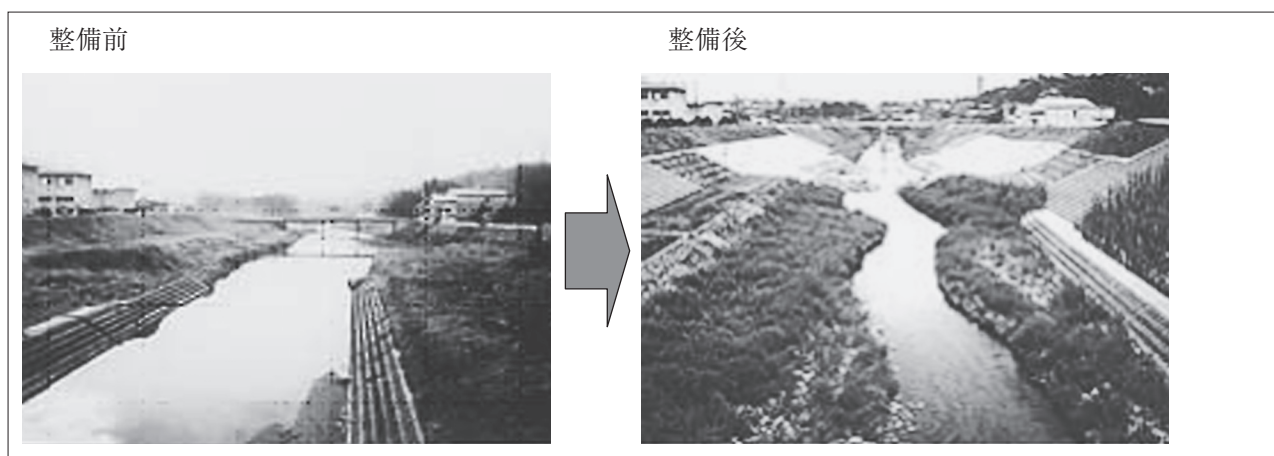


図2-3-2 多自然の河川環境づくりの例